



# ら ぴ い 通 信



平成 27 年 5 月 26 日 第 14 号

編集・発行:岐阜県警察本部交通部交通企画課(058-271-2424内線5035)

## 自転車運転者講習制度の新設！！

改正道路交通法の施行に伴い

平成27年  
6月1日  
から

自転車運転中に **危険なルール違反** を繰り返すと  
↓  
**自転車運転者講習**  
を受けることになります。

### 自転車運転者講習の対象となる危険行為



- その他の危険行為
- 通行禁止違反
  - 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
  - 通行区分違反
  - 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
  - 交差点安全進行義務違反等
  - 交差点優先車妨害等
  - 環状交差点安全進行義務違反等
  - 安全運転義務違反

### 自転車運転者講習制度の流れ

※ 受講命令に違反した場合・・・5万円以下の罰金

① 自転車運転者が危険行為をくり返す  
● 3年以内に2回以上

② 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

③ 講習の受講  
● 講習時間：3時間  
● 講習手数料：5700円  
(標準額)